

院外処方箋における疑義照会事前同意 Q&A

I. 原則

Q1	原則に「調剤内容をお手帳に記載し、次回受診時に医師に提示するように指導する」とありますが、アプリ手帳の方や、勧めても手帳を断固拒否する患者様に対しては、なにか別の手段で医療センター様宛にアクションは必要でしょうか？(特に FAX 不要のプロトコルについて)
A1	「原則」のため特別なアクションは不要ですが、薬情をお渡しいただければ薬情を提出いただく等、可能な範囲で代替手段をご提示いただければと思います。トレーシングレポートで情報提供いただいている内容であれば、医師には届いているかと思しますので、「原則」上記対応いただくようお願いいたします。
Q2	処方箋上は後発品の銘柄指定で記載されていて同じ Rp のコメントに「後発品不可」と記載されている場合は、先発品の変更可（医療上必要）と読み替えてよろしいでしょうか。
A2	「後発品不可」のコメントかつ処方箋への署名があり医療上必要である理由がわかる場合はその解釈でよいと思います。 一方で、「後発品不可」のコメントのみでは情報が不足しているため、疑義照会が必要になります。
Q3	麻薬はプロトコル対象外とのことですが、向精神薬については対象になりますか？
A3	向精神薬は対象です
Q4	注射薬はプロトコルの対象外となっていますが、注射の針はどうでしょうか
A4	針は注射薬関連のため対象外です
Q5	注射薬に関して、週 1 回のマンジャロ等も用法の記載ない場合は疑義照会必要でしょうか
A5	注射薬に該当するため対象外です
Q6	覚せい剤原料は対象ですか？
A6	対象です

2. 実施施設・実施薬剤師

3. 対象診療科

4. 疑義照会の不要な内容（ただし、麻薬および注射薬に関するものは除く

① 用法に関する修正

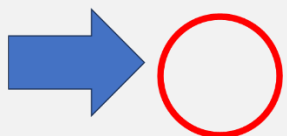
Q1	アドヒアランス向上のため、患者希望による用法の変更は含まれますか？
----	-----------------------------------

A1	アドヒアランス向上のため、患者希望による用法の変更については医師の処方意図を確認していただきたいため本プロトコルからは除外しています。
Q2	資料の①用法に関する修正のオロパタジンですが、1回であれば寝る前ってことですか？本来は「1日2回 朝、寝る前」ですよね？
Q3	オロパタジンですが、本来は「1日2回 朝、寝る前」ですがお子さまのコンプライアンス向上の為、朝夕食後での処方の場合患者さまに説明しご理解いただければ後報告で良いとの解釈でよろしいでしょうか
A2	添付文書記載外の用法への変更は疑義照会をお願いいたします。
A3	

- ② 連日投与ではない処方薬の処方日数の適正化（間違いが明確な場合）
- ③ 成分名が同一の銘柄変更

Q1	処方がヒルドイドローションで記載されている場合、水性のヘパリン類似物質ローション0.3%「日医工」などに疑義照会なして変更してもよろしいでしょうか？
A1	現状は疑義照会で対応をお願い致します Point ⑨ 「別剤形の後発医薬品」への変更調剤は、【×】 (15)   120円→12点 先発医薬品(外用・軟膏)  患者  薬剤料  100円→10点 後発医薬品(外用・クリーム)

④内服薬の剤形の変更

Q1	③成分名が同一の銘柄変更かつ④剤形の変更は可能か。
A1	可能
Q2	(般)アモキシシリンカプセル 250mg→サワシリン錠 250mg の一般名から先発品への剤形変更はプロトコルに含まれますでしょうか？
A2	含まれる (28)   先発薬価 100円→10点 一般名処方(カプセル剤)  患者  薬剤料  120円→12点 後発医薬品(錠剤) (29)   先発薬価 100円→10点 一般名処方(カプセル剤)  患者  薬剤料  90円→9点 先発医薬品(錠剤) 沢井製薬株式会社学術部【後発医薬品への変更調剤の10箇条】 

⑤調剤方法の変更

Q1	一包化調剤へ変更した場合は加算の対象となるか？
----	-------------------------

A1	一包化調剤へ変更した場合、要件を満たせば加算算定可能です
----	------------------------------

⑥複数規格ある薬剤の規格変更

Q1	⑥について、安全性、利便性の向上につながる場合のみ(10mg1回1錠→5mg1回2錠は不可)とありますが、錠剤が大きく服用が難しい場合や、医師の了承のもと調整している場合などで患者のニーズに合わせて錠数を増やす場合などは疑義が必要という解釈であってまずでしょうか？ また、こちらの内容は疑義が必要な処方記載となっている時のみ(GE 直入力や先発品しか存在しない薬剤)に対しての内容ということでしょうか？ (一般名処方できた場合はこちらの内容は当てはまらないということではないのでしょうか?)
Q2	⑥複数規格ある薬剤の規格変更の欄に「10mg1回1錠→5mg1回2錠は不可」と記載がありますが、出荷調整で10mg1錠で用意できない場合や大きい錠剤が苦手な患者様の場合は利便性の向上につながると考えて対応してもよろしいでしょうか。
Q3	⑥複数規格ある薬剤の規格変更について、調節服用の説明が医師からなされている場合の薬剤も10mg1錠→5mg2錠への変更は不可であるか。
A1、 A2、 A3	錠数を増やす場合には疑義照会をお願い致します。また、内服困難など患者ニーズがある場合にはトレーシングレポートでの報告もお願いいたします。 一般名処方の場合はプロトコルによらず変更可能と認識しております。 (30)  一般名処方(10mg×1錠) 先発薬価 100円×1錠→10点 患者 OK 薬剤科 OK 後発医薬品(5mg×2錠) 40円×2錠→8点 (31)  一般名処方(10mg×1錠) 先発薬価 100円×1錠→10点 患者 OK 薬剤科 NO 後発医薬品(5mg×2錠) 60円×2錠→12点 (32)  一般名処方(10mg×1錠) 先発薬価 100円×1錠→10点 患者 OK 薬剤科 OK 先発医薬品(5mg×2錠) 40円×2錠→8点 (33)  一般名処方(10mg×1Cp) 先発薬価 100円×1Cp→10点 患者 OK 薬剤科 OK 後発医薬品(5mg×2錠) 40円×2錠→8点   沢井製薬株式会社学術部【後発医薬品への変更調剤の10箇条】

⑦残薬による投与日数の調整(短縮)または処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

Q1	⑦について、残薬による投与日数の調整は削除の場合は疑義が必要という解釈であってまずでしょうか？(最低1日分は残さないといけないなどありましたら教えて頂きたいです。)
Q2	残薬調節をする際、残薬が多数ある場合は Rp ごと削除してもよろしいでしょうか。医療機関によっては、次回の処方漏れ防止のために残薬があっても処方日数1日分や2日分

	残すように指示をいただくことがあるため質問させていただきました。
A1、	処方削除となる場合は疑義照会をお願い致します。
A2	慢性疾患、災害用等で手持ち分としているは残薬としないようにしてください。
Q3	軟膏の残薬調整は、どの程度可能でしょうか？
A3	1 回の調剤で処方される量の範囲程度で調製をお願いいたします。

⑧外用剤の用法が不明な場合の用法追記

⑨頓服用法に明らかな間違いがある場合の用法の変更

⑩粉碎指示がある薬剤の簡易懸濁への変更

⑪簡易懸濁の削除

⑫不要なコメントの削除

5. 同意書について

Q1	同意書の代表者指名について 薬局開設者と管理薬剤師が異なる場合、どちらを記載したらよろしいでしょうか。
Q2	開設者が変わった場合は、再度同意を結ぶ手続きが必要となりますか？
Q3	同意者が薬局開設者である場合 9/19 必着が困難となります 一度ご連絡すればよろしいでしょうか
Q4	開設者の場合、印鑑は会社印となりますか？それとも開設者の印鑑で問題ないですか？
Q5	自社を含むグループ薬局さんなどは期日に間に合わせるのが困難になりそうですが、開設者変更でも問題ないのなら、代表者名は管理薬剤師ではダメなのですか？
A1- 5	当院としては、代表者は管理薬剤師で問題ありませんが、会社の規定で社印が必要な場合には社内規定に従ってください。また、それにより、締め切り日に書類送付が間に合わないようであればその旨を参加登録フォームの連絡事項欄に記載してください。
Q6	住所、保険薬局名称、代表者氏名はいわゆる横判などのハンコでも良いでしょうか？
A6	住所、保険薬局名称は横判でも構いませんが、代表者氏名は自筆でお願いいたします

6. 同意書について

Q1	FAX 必要の項目は、報告書の自由記載欄に内容を記載して送付するということでしょうか？
A1	自由記載欄に記載いただいても良いですし、院外処方箋のコピーを添付いただいてもかまいません
Q2	事前同意に基づく処方修正報告書は、後日、ホームページ等に掲載されるということで宜しかったでしょうか？
A2	準備が整い次第、メール、ホームページでお知らせいたします
Q3	FAX 不要の項目も FAX が必要な内容があるのではないかと？
A3	院内採用品ではない規格の場合、電子カルテ上の修正はできないため FAX は不要と

	しています。また、電子カルテ上、日数の修正を行ったり、薬剤の削除を行うと次回処方 で処方間違いを誘発する可能性があり、現状でも処方修正の対象としていないため、 FAX は不要とします
--	---